

令和 5 年 5 月 1 9 日
都城工業高等専門学校

懲戒処分の公表について

このたび、本校において下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

記

1. 処分年月日 令和 5 年 5 月 1 9 日
2. 被処分者 技術支援センター 技術専門員 津浦 洋一（5 8 歳）
3. 処分の内容 懲戒解雇

4. 処分理由の概要

同人は、令和 5 年 3 月頃、1 0 代女性に対し、睡眠導入剤を飲ませ、抵抗できない状態にして性的暴行を加えた準強制性交等の罪に問われ、4 月 6 日に逮捕され、4 月 2 7 日付けで起訴された。

本件行為は、刑法犯に該当する犯罪行為であり、独立行政法人国立高等専門学校機構及び同機構の設置する都城工業高等専門学校をはじめとする高等専門学校の信用を著しく傷つけ、同機構の教職員全体にとって著しい不名誉となる行為である。

5. 校長コメント

今回、人として命や人権の大切さを教え導く立場にある本校の職員が、このような卑劣かつ悪質な罪を犯し、校長として慚愧の念に堪えません。被害を受けられた方には、深く心よりお詫び申し上げます。本校として、当該職員に対しては、厳正な処分“懲戒解雇”をいたしました。本件に関連して、学生、保護者、そして、平素より本校をご支援いただいております皆様にも、多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

本校として、この度の事件を厳粛に受け止め、二度とこのようなことが起こらないよう、綱紀粛正の徹底を図り、教育機関としての信頼回復に努めるとともに、学生の皆様が安心して高専生活を送れるよう、教職員一丸となり対応してまいります。